

【外貨 ex】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
第 6 条（口座の開設及び取引の適格要件）	<p>1. お客様は、本取引を行う事を目的として、弊社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い弊社店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「本口座」といいます。）と共に、取引所為替証拠金取引口座「くりっく 365」口座（以下「くりっく 365 口座」といいます。）の開設の申し込みを行うものとします。</p> <p>また、ご希望の場合、店頭外国為替証拠金取引「CyberAgent FX MT4」口座（以下「MT4 口座」といいます）も併せて受付可能です。</p> <p><u>尚、外貨 ex 口座開設後、ご希望に応じて、店頭通貨バイナリーオプション取引に関連した知識確認テストを受けて頂く事で、合格後に店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ！」口座（以下「オプトレ！口座」といいます。）の開設手続きを行って頂く事が可能です。</u></p>	<p>1. お客様は、本取引を行う事を目的として、弊社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い弊社店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「本口座」といいます。）と共に、取引所為替証拠金取引口座「くりっく 365」口座（以下「くりっく 365 口座」といいます。）の開設の申し込みを行うものとします。</p> <p><u>尚、ご希望の場合、店頭外国為替証拠金取引「CyberAgent FX MT4」口座（以下「MT4 口座」といいます）も併せて受付可能です。</u></p>
第 8 条（口座の名義）	<p>1. 第 6 条に基づき弊社がお客様の本口座の開設を承諾した場合、弊社は、お客様に対して書面により本口座の口座番号及びパスワード（お客様が申し込み時に指定したもの）（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。お客様は個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、弊社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、個別取引を開始する事ができます。尚、お客様は、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定する事は避けると共に、お客様の管理上の必要に応じ、一定期間毎または不定期に、お客様の責任で、弊社の所定の方法により変更するものとします。</p> <p><u>尚、外貨 ex 口座とオプトレ！口座は同一の口座番号・パスワードとなり、どちらかのサービスでパスワードを変更した場合は、自動でもう一方のサービスのパスワードも変更されます。</u></p>	<p>1. 第 6 条に基づき弊社がお客様の本口座の開設を承諾した場合、弊社は、お客様に対して書面により本口座の口座番号及びパスワード（お客様が申し込み時に指定したもの）（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。お客様は個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、弊社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、個別取引を開始する事ができます。尚、お客様は、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定する事は避けると共に、お客様の管理上の必要に応じ、一定期間毎または不定期に、お客様の責任で、弊社の所定の方法により変更するものとします。</p>
第 13 条（証拠金の振替）	<p>1. <u>くりっく 365 口座及び、オプトレ！口座</u>を開設されているお客様は、お客様が外貨 ex 口座に預託している証拠金の額が、弊社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、弊社が定める方法によりお客様が開設されているくりっく 365 口座<u>及び、オプトレ！口座</u>へ振り替える事ができます。</p>	<p>1. <u>くりっく 365 口座</u>を開設されているお客様は、お客様が外貨 ex 口座に預託している証拠金の額が、弊社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、弊社が定める方法によりお客様が開設されているくりっく 365 口座へ振り替える事ができます。</p>

<p>第 22 条 (差引計算)</p>	<p>1. 前条第 3 項または第 4 項の規定に基づきお客様が弊社に対する債務の期限の利益を喪失した場合、弊社は、お客様が本取引に関して弊社に対して負担する一切の債務と弊社のお客様に対する一切の債務（前条第 1 項または第 2 項に基づく決済後の本口座内の金銭の返還債務を含みます。）を、<u>その債権の期限にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。</u></p>	<p>1. 前条第 3 項または第 4 項の規定に基づきお客様が弊社に対する債務の期限の利益を喪失した場合、弊社は、お客様が本取引に関して弊社に対して負担する一切の債務と弊社のお客様に対する一切の債務（前条第 1 項または第 2 項に基づく決済後の本口座内の金銭の返還債務を含みます。）を、<u>相殺できるものとします。</u></p>
<p>第 33 条 (本口座の停止または解約)</p>	<p>(1) <u>お客様が弊社に対し本口座、MT4 口座、くりっく 365 口座またはオプトレ！口座の停止の申し入れをした時。</u> (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告した時。 (3) 第 41 条に定める本約款及び取引説明書の変更にお客様が同意しない時。 (4) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。 (5) <u>MT4 口座及び、くりっく 365 口座、オプトレ！口座が停止された時。</u> (6) 弊社により過誤入金となされた時。 (7) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続する事が不適切であると認めた場合。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約される事とします。 (1) <u>お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座、MT4 口座、くりっく 365 口座またはオプトレ！口座の解約の申し入れをした時。</u> (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告した時。 (3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。 (4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。 (5) 弊社がお客様に通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与若しくは譲渡した場合。 (6) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。 (7) <u>MT4 口座またはくりっく 365 口座、オプトレ！口座が解約された時。</u> (8) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置する事が不適切であると認めた場合。</p>	<p>(1) <u>お客様が弊社に対し本口座、MT4 口座またはくりっく 365 口座の停止の申し入れをした時。</u> (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告した時。 (3) 第 41 条に定める本約款及び取引説明書の変更にお客様が同意しない時。 (4) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。 (5) <u>MT4 口座及び、くりっく 365 口座が停止された時。</u> (6) 弊社により過誤入金となされた時。 (7) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続する事が不適切であると認めた場合。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約される事とします。 (1) <u>お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座、MT4 口座またはくりっく 365 口座の解約の申し入れをした時。</u> (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告した時。 (3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。 (4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。 (5) 弊社がお客様に通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与若しくは譲渡した場合。 (6) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。 (7) <u>MT4 口座またはくりっく 365 口座が解約された時。</u> (8) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置する事が不適切であると認めた場合。</p>